

過疎地域における地方創生について



平成 27 年 8 月 3 日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室

経済財政運営と改革の基本方針2015（抄）（平成27年6月30日閣議決定）

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

3. まち・ひと・しごと創生と地域の好循環を支える地域の活性化

[2] 地域の活性化

(1) 地域活性化

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、**集落生活圏における基幹集落への各種機能・サービスの確保・集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等による「小さな拠点」の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。**

まち・ひと・しごと創生基本方針2015（抄）（平成27年6月30日閣議決定）

II. 地方創生の基本方針－地方創生の深化

3. 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり

③ 新たな「圏域」づくり

中山間地域等においては、「小さな拠点」の形成により、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要となる。
この場合、人口減少や経済力の低下等により地域の生活サービスや介護サービスの存続が危ぶまれる地域においても、対症療法的な対策だけでなく、その地域の経済力を維持させるコミュニティビジネスの展開も並行して行い、自立的・持続的な地域づくりに取り組む必要がある。

III. 地方創生の深化に向けた政策の推進

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(2) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

「小さな拠点」の形成に向けた取組を行う場合、土地利用や施設配置に係る取組にとどまらず、**集落生活圏において必要な生活サービスの提供、収入を得るための事業が将来にわたって継続できるようにすることが重要である。**

③ 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを維持していくための物流システムの構築等を推進することが重要である。

⑤ 中山間地域等における施策の位置付け

中山間地域等においては、その多面的機能の発揮を促進する施策と併せ、自立的発展を促進する必要がある。

【具体的取組】

◎ 各省施策の連携等による取組の推進

・関係府省庁が連携し、先発事例の紹介、改正地域再生法に基づく「小さな拠点」の形成に係る土地利用計画等への特例措置、モデル事業などの各府省庁の事業等を実施し、全国的な横展開を推進する。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」の全体像～ローカル・アベノミクスの実現に向けて～

内閣府資料を
総務省において
一部抜粋

I. 地方創生をめぐる現状認識

- ①我が国の人口減少の現状
 - ・人口減少は歯止めがかかっていない。平成26年の合計特殊出生率は1.42に低下、年間出生数は過去最低(約100万人)。
- ②東京一極集中の傾向
 - ・平成26年には東京圏へ11万人の転入超過(前年比約1万3千人増)。若年層(特に若年女性)が流入。
- ③地域経済の現状
 - ・地域経済は、有効求人倍率や賃金、就業数など雇用面で改善。一方、消費の回復が大都市圏に比べ遅れ。人手不足も顕在化

II. 地方創生の基本方針

－地方創生の深化

1. 国と地方の総合戦略策定から事業推進の段階へ

2. 「地方創生の深化」によりローカル・アベノミクスの実現を目指す

- ①「稼ぐ力」を引き出す(生産性の高い、活気に溢れた地域経済の構築)
- ②「地域の総合力」を引き出す(「頑張る地域」へのインセンティブ改革)
- ③「民の知見」を引き出す(民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用)

3. 新たな「枠組み」づくり・「担い手」づくり・「圏域」づくり

III. 地方創生の深化に向けた政策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

○まちづくり・地域連携

まちづくりにおける官民連携の推進、まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成、空き家対策等既存住宅ストックの有効活用、まちづくりプロフェッショナルの育成・確保

○「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立、地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、地域における仕事・収入の確保、中山間地域等における施策の位置付け

○地域医療介護提供体制の整備等

地域医療介護提供体制の整備、雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革

○東京圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

東京圏の医療・介護問題への対応、東京圏の少子化問題への対応

IV. 地方創生の深化に向けた多様な支援

1. 支援の基本方向

2. 支援の拡充

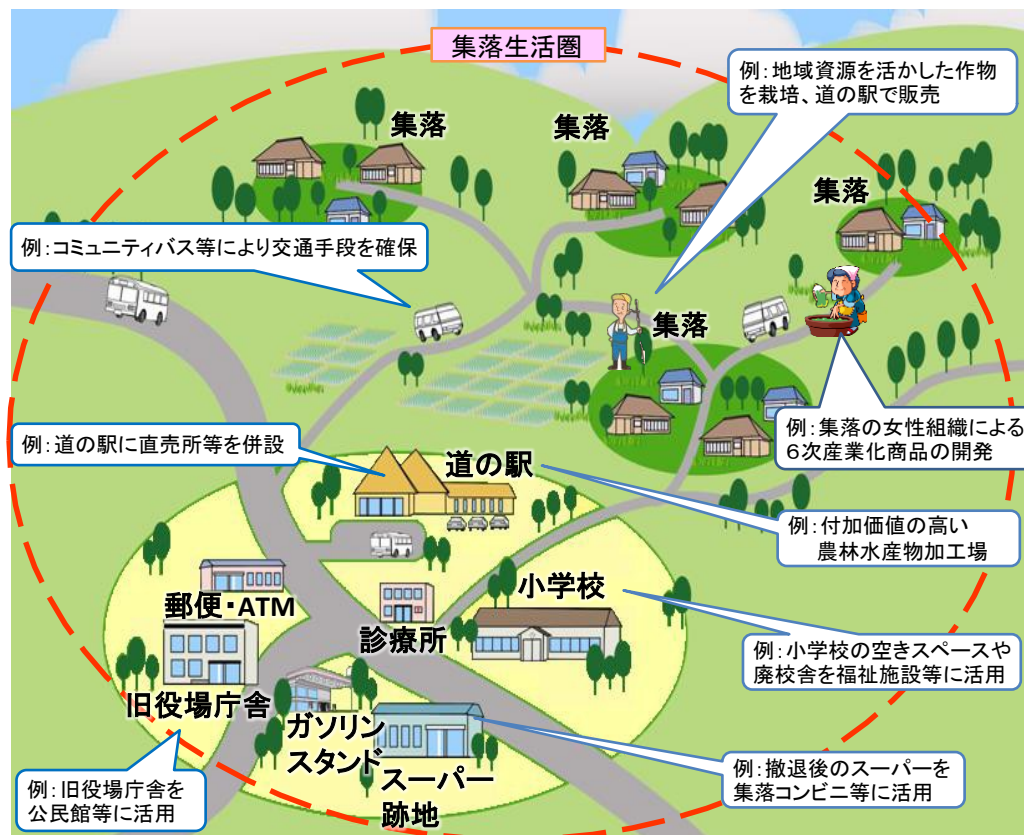
- 情報支援(地域経済分析システム(RESAS)によるワンストップでの官民ビッグデータ活用支援、新たなデータ分野の追加、国民への広報・普及)
- 人的支援(地方創生コンシェルジュ、地方創生人材支援制度、地方創生人材プラン(仮称))
- 財政支援(「新型交付金」の創設、各種補助金、まち・ひと・しごと創生事業費)

3. 広報周知活動

「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

- ◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らが主体的に地域の将来プランを策定。
- ◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成(集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化)を図る。【地域再生法改正H27.6成立】

取組イメージ



意識の喚起

- 地域住民による集落生活圏の将来ビジョン(地域デザイン)の策定
- ・ワークショップを通じて住民が主体的に参画・合意形成

体制の構築

- 地域住民が主体となった持続的な取組体制(地域運営組織)の形成
- ・地域デザインに基づき、住民や地場企業が役割分担を明らかにしながら、事業に取組む体制を構築

生活サービスの維持・確保

- 日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

地域における仕事・収入の確保

- 地域に合った多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

新たな「圏域」づくり

集落生活圏の維持

広域圏域の形成

過疎集落等の維持・活性化

目指す方向性

- 持続可能な集落活性化のため、基幹集落中心に「**集落ネットワーク圏**」(小さな拠点)を形成。

具体的な支援

- **地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組**をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
- 集落の組織力を高めるため、**地域おこし協力隊や集落支援員**などを拡充。

「**小さな拠点**」の形成により「**集落生活圏**」を維持

※「集落生活圏」…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一連の地域(地域再生法)。

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

- 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が連携し、**地方圏における「定住の受け皿」**を形成。

※宣言中心市数:116市
※協定締結等圏域数:94圏域
(H27.8.1現在)

具体的な支援

- 全国的に進んでいる**医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組**や、ニーズが高まっている**産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組**を支援。

※平成27年度にこれまでの取組成果について検証を行い、その検証結果も踏まえ、今後、取組に対する支援策を検討することとしている。

地方圏の人口流出を食い止める「**ダム機能**」の確保

連携中枢都市圏の形成

意義

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携して、「連携中枢都市圏」**を形成。

※具体的な都市(圏)は、本年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定。なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)*は対象とする
(*全国で61市が該当(①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、②昼夜間人口比率おおむね1以上))

役割

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**

実現手法

- **連携協約の導入**
- **先行的なモデルを構築する事業**を実施(約1.3億円)
- 今後、**圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果たしていくため、国としてさらに積極的に支援。**

(平成27年度予算 2.0億円)

- 平成27年度から、モデルの検証を踏まえて、**地方交付税措置**を実施。

「**一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点**」を築く

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」(平成26年12月27日閣議決定)

地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開

国

国の長期ビジョン:2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示

国の総合戦略:2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

地方人口ビジョン:各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

情報支援

○「地域経済分析システム」

・各地域が、産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対処できるよう、国は「地域経済分析システム」を整備。

<地方公共団体の戦略策定と国の支援>

・地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進。
・国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開。

人的支援

○「地方創生人材支援制度」

・小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。

○「地方創生コンシェルジュ制度」

・市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任。

財政支援

○「地方版総合戦略」の策定・実施の財政的支援

緊急的取組

経済対策(まち・ひと・しごと創生関連)

○地域住民生活等緊急支援のための交付金(仮称)

地方創生先行型の創設

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。メニュー例:UIJターン助成金、創業支援、販路開拓など。

地域消費喚起・生活支援型

メニュー例:
プレミアム付商品券
低所得者等向け灯油等購入助成
ふるさと名物商品・旅行券 等

27年度

総合戦略に基づく取組

○国:27年度を初年度とする「総合戦略」を推進。
○地方:国の総合戦略等を勘案し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、施策を推進。

税制・地方財政措置

○企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置
○地方創生の取組に要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保 等

28年度以降

総合戦略に基づく取組

○総合戦略の更なる進展

新型交付金の本格実施へ

○地方版総合戦略に基づく事業・施策を自由に行う
○客観的な指標の設定・PDCAによる効果検証を行う

出典:
まち・ひと・しごと創生本部HP
『まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像等』

「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」 (平成26年12月27日閣議決定)

長期ビジョン

中長期展望 (2060 年を視野)

I. 人口減少問題の克服

◎2060 年に1億人程度の人口を確保

- ◆人口減少の歯止め
 - ・国民の希望が実現した場合の出生率 (国民希望出生率) = 1.8
- ◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050 年代に実質 GDP 成長率 1.5~2%程度維持
(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

出典：
まち・ひと・しごと創生本部HP
『まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像等』

総合戦略 (2015~2019 年度の5か年)

基本目標 (成果指標、2020 年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数 (地方)
2020 年までの5年間で 30 万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020 年までに全ての世代と同水準
(15~34 歳の割合: 92.2% (2013 年)
(全ての世代の割合: 93.4% (2013 年))
- ◆女性の就業率 2020 年までに 73%
(2013 年 70.8%)

地方への新しいひとの流れをつくる

- 現状: 東京圏年間 10 万人入超
- ◆地方・東京圏の転出入均衡 (2020 年)
 - ・地方→東京圏転入 6 万人減
 - ・東京圏→地方転出 4 万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合
40%以上 (2013 年度 19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率
55% (2010 年 38%)
- ◆結婚希望実績指標 80% (2010 年 68%)
- ◆夫婦子ども数予定 (2.12) 実績指標
95% (2010 年 93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆地域連携数など
- ※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

主な重要業績評価指標 (KPI) (※1)

- 農林水産業の成長産業化
6次産業市場 10 兆円: 就業者数5万人創出
- 訪日外国人旅行消費額3兆円へ (2013 年 1.4 兆円): 雇用者数8万人創出
- 地域の中核企業、中核企業候補 1,000 社
支援: 雇用者数8万人創出
- 地方移住の推進
: 年間移住あっせん件数 11,000 件
- 企業の地方拠点強化
: 拠点強化件数 7,500 件、雇用者数4万人増
- 地方大学等活性化: 自県大学進学者割合平均 36% (2013 年度 32.9%)
- 若い世代の経済的安定: 若者就業率 78%
(2013 年 75.4%)
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
: 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施 100%
- ワーク・ライフ・バランス実現: 男性の育児休業取得率 13% (2013 年 2.03%)
- 「小さな拠点」の形成
: 「小さな拠点」形成数
- 定住自立圏の形成促進
: 協定締結等圏域数 140
- 既存ストックのマネジメント強化
: 中古・リフォーム市場規模 20 兆円
(2010 年 10 兆円)

主な施策

- ①地域産業の競争力強化 (業種横断的取組)
 - ・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、対内直接投資促進、金融支援
 - ②地域産業の競争力強化 (分野別取組)
 - ・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業化、観光、ローカル版クールジャパン、ふるさと名物、文化・芸術・スポーツ
 - ③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
 - ・「地域しごと支援センター」の整備・稼働
 - ・「プロフェッショナル人材センター」の稼働
- ① 地方移住の推進
 - ・「全国移住促進センター」の開設、移住情報一元提供システム整備
 - ・「地方居住推進国民会議」(地方居住 (二地域居住を含む) 推進)
 - ・「日本版 CCRC※2」の検討、普及
 - ② 地方拠点強化、地方採用・就労拡大
 - ・企業の地方拠点強化等
 - ・政府関係機関の地方移転
 - ・遠隔勤務 (サテライトオフィス、テレワーク) の促進
 - ③ 地方大学等創生5か年戦略
- ① 若者雇用対策の推進、正社員実現加速
 - ② 結婚・出産・子育て支援
 - ・「子育て世代包括支援センター」の整備
 - ・子ども・子育て支援の充実
 - ・多子世帯支援、三世帯同居・近居支援
 - ③ 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現 (「働き方改革」)
 - ・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の支援等
- ①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援
 - ② 地方都市における経済・生活圏の形成 (地域連携)
 - ・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
 - ・「連携中枢都市圏」の形成、定住自立圏の形成促進
 - ③ 大都市圏における安心な暮らしの確保
 - ④ 既存ストックのマネジメント強化

※1 Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略 (2013 年 6 月) でも設定されている。

※2 米国では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービスを受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体 (Continuing Care Retirement Community) が約 2,000 カ所ある。